

会議名	平成26年度第2回港区指定管理者選定委員会
開催日時	平成26年7月3日(木曜日) 午後4時30分から午後5時15分まで
開催場所	区役所4階庁議室
委員	(出席者) 田中副区長(委員長)、杉本企画経営部長(副委員長)、渡邊総務部長(副委員長)、大澤企画課長、村山区役所改革担当課長、湯川財政課長、森総務課長、野上契約管財課長
出席所管課長	①横尾保育担当課長、高嶋芝浦港南地区総合支所管理課長、②齋藤経営支援担当課長
事務局	古川指定管理者制度担当係長、黒川指定管理者制度担当
会議次第	1 開会 2 議題 (1) 指定管理者の公募について ① しばうら保育園 (2) 指定管理者の選定について ① 商工会館 3 閉会
配付資料	[席上配付] 資料1 しばうら保育園(指定管理者公募要項(案)) 資料1-2 同保育園(第1次審査・第2次審査採点表(案)) 資料1-3 同保育園(指定管理者選考委員会委員名簿(案)) 資料1-4 同保育園指定管理者の指定スケジュール(案) 資料2 商工会館(指定管理者候補者選定調書(非公募用)) 資料2-2 同会館(指定管理者指定申請に対する審査表) 資料2-3 同会館(指定管理者指定申請書)
会議の結果及び主要な発言	
湯川委員	議題(1)指定管理者の公募について(①しばうら保育園) 採点表については、1次、2次の配点の割合は、これまでの保育園の指定管理者公募時と同じですか。
横尾課長	同じです。
湯川委員	管理運営の基準として「子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、一部変更となる場合があります」というのは、現時点で変更の想定はあるのですか。
横尾課長	新制度の開始により、運営に大きく影響を及ぼすことはありませんが、新制度導入に伴って、教育・保育施設及び地域型保育事業の運営の基準、確認制度に関して、新規条例で定める必要がありますが、これまでやっていることを条文化していくこととなります。
委員長	採点項目については、基本的には、直近で指定管理者を公募した、たかはま保育園と同様にしているのですか。
横尾課長	はい。たかはま保育園のときは、子ども中高生プラザを併設していますので、連携に関して採点項目に入っていますが、今回は除いています。それ以外の項目については、基本的に安全・安心に関する項目や配点などについても同様の扱いとしています。
委員長	開設準備や引継ぎなどについては独自の項目があるのですね。
横尾課長	はい。

委員長	副園長は1人ですか。
横尾課長	たかはまと神明の両保育園についても、今年度から副園長を1人ずつ配置しています。区直営の保育園については、園長の次に副園長を1人置いていますので、しばうら保育園について配置します。人数は1人と決めてはいませんが、最低1人と考えていいです。
委員長	定員は207人ですが、副園長が1人いれば、カバーできるということですか。
横尾課長	はい。1名は置いていただきたいと思っています。複数で配置する場合には、分野ごとなど、各事業者の提案内容によるものと考えています。
委員長	仮に副園長を3人配置すると提案されたとすると、指定管理者としては多い方がいいと思いますが、一方で経費がかかります。副園長は担任も兼任するのですか。
横尾課長	「専任で配置すること」と指定しています。
委員長	職員は年度途中での交代は行わないよう努めるよう明確に示した方がよいのではないのでしょうか。
横尾課長	わかりました。わかるように記載します。
委員長	公募に当たっての議会の常任委員会への情報提供はしていますか。
横尾課長	委員会の中でスケジュール等を含めて、第2回定例会において保育園条例の改正を審議いただいたときに、説明をしました。
委員長	札の辻保育室の保護者に話をするのに当たって、報告しているのですね。札の辻保育室が延長になることについて、保護者に伝えることについて、議員へ情報提供をしておいてください。
横尾課長	わかりました。
杉本委員	あっぴいや子育てひろばについては、プロポーザルを公募して事業者を決めてきましたが、今回は保育園の指定管理者の公募と一緒にしており、随意契約となりますが、この委託契約の部分については、どのように審査をするのですか。
横尾課長	今回の指定管理者公募要項では含めてはいません。
杉本委員	安全対策としては別施設としての扱いが必要だと思いますが、その点が確認できてはじめて事業者と随意契約するということが確認できない。
委員長	一体的な施設運営に関して、あっぴい芝浦の効率的・効果的な管理運営はどのように提案してもらうのですか。効率的・効果的な管理運営についての具体的な提案の中で、どのような施設なのか明示しなければ一体的な提案はできないのではないですか。
横尾課長	あっぴい芝浦については、公募要項で基本的な事項を示しています。これをもとに安全確保に関して具体的な提案として様式の中で記載してもらうよう工夫します。
杉本委員	施設に魅力があれば、多くの利用者が来ることが予想されます。そのときの職員配置をどのように考えているのか具体的な提案を受けずに、一体的な施設ということで随意契約するには、公募要項での記載が不足していませんか。一括して公募するのであれば、指定管理者とは別に提案してもらい、しっかり審査して点数をつけて、決める必要があると思います。
横尾課長	わかりました。指定管理業務の中での連携についての部分なので、あっぴいについては、別途安全面も含めて、明確に確認できるよう、記載したいと思います。
野上委員	7月10日の業者選定委員会で、あらかじめ具体的な事業者を特定しない形で、指定管理者候補者にあっぴい芝浦を随意契約するという事で審査をして事業者を決める予

	定ですが、保育園とあっぴいとで不一致になれば、随意契約は成立しません。今回は随意契約の部分についてのプロポーザルを包含する形であわせて提案を受けなければ、指定管理者候補者にはなったが、あっぴいの提案では次点でした、ということでは本当にふさわしい事業者なのか疑問が残ってしまいます。したがって、保育園の指定管理者の公募はあっぴい芝浦の契約のプロポーザルを兼ねたものとし、結果が別々にならないようにする必要があります。
委員長	今日の選定委員会の前に、その点に関して調整しているのですか。
野上課長	はい。今回は、保育園の指定管理者の提案に加え、あっぴいの業務委託に関しての提案を含めて評価をして随意契約をするということについて、今後、決定する指定管理者候補者に随意契約をするということを、7月10日の業者選定委員会で審議・了承いただいた上で、公募要項に明記することを関係課で協議しています。
杉本委員	わかりました。それならばいいです。
委員長	今日の選定委員会としては、本件は保留になってしまいますが。
野上委員	7月10日の業者選定委員会において、あっぴい芝浦の事業者公募についての記載を指定管理者の公募要項に記載することについて、審議・了承いただくという条件付きで、本日の選定委員会は了承していただきたいと考えています。
委員長	それでよいのですか。
横尾課長	7月10日の業者選定委員会において了承いただきましたら、指定管理者の公募要項に随意契約をする旨の記載、それから随意契約の業務内容についても事業者から関連する部分の提案を受けてそれも含めて評価するというので、進めさせていただければと思っています。
委員長	あっぴい芝浦に関しての提案様式はまた別途に作成するのですか。
横尾課長	一体的な施設運営の提案様式の中で一緒に評価したいと思います。
委員長	それならば、評価項目は一体的な施設運営だけなので、修正が必要です。
横尾課長	連携しか表現しないことになりますので、あっぴい本体について提案してもらえような表現をする必要があると思います。
委員長	指定管理者の選定を先にして、随意契約をするのが後なので、選定委員会としては、停止条件付きで7月10日に業者選定委員会に付議して、随意契約をして一体的な運営をすることの妥当性を確認し、業者名は特定せずに、指定管理者候補者となる事業者が、一体的にあっぴいの管理運営を担うので、随意契約することを決めることとします。したがって、指定管理者選定委員会の所掌事項ではないので、業者選定委員会での決定を受けて、指定管理者選定委員会としてもその部分についても停止条件が解除されたことで、了承するということですね。
横尾課長	はい。業者選定委員会は7月10日、指定管理者選定委員会は7月3日と前後していますので、業者選定委員会での了承後に事業者と随意契約をする旨を公募要項に明記するという条件付きで本日は了承いただきたいということを先ほど説明しました。
委員長	指定管理者選定委員会としては、7月10日に業者選定委員会があるので、あっぴい芝浦の業務委託に係る部分については、条件付きということで、委員長預かりとさせていただきます。
湯川委員	あっぴいの業務委託のプロポーザルの部分も、指定管理者選考委員会の中で審査すると

<p>委員長</p>	<p>ということになると思いますが、その場合、指定管理料を低く抑えて、業務委託で高い委託料を見積もられても困りますので、あっぴいの業務委託について、例えば仕様書の案を示して、委託料の見積もりをあわせて出してもらうことはできませんか。</p> <p>それは業者選定委員会の所掌になるので、その場で指示します。業務委託の内容についても指定管理者の選考委員会としては所掌事項ではないので、一体的な効率的な運営という点では審査しますが、内容については見ることはできないので、業者委託の仕様書で規定するしかありません。</p>
<p>野上委員</p>	<p>業務委託のプロポーザルの審査が一緒になるのは、これまでにない形態なので、それを考慮して審査していかなければなりません。選考委員会においても、そこもしっかりと審査していただきたいと思います。審査項目や様式を工夫する必要があると思います。</p> <p>業務の引継ぎ等に関しては保育園の指定管理者に委託する予定、平成27年4月から9月までの札の辻保育室の運営をしばうら保育園の指定管理者候補者に委託する予定ということですが、今回はあっぴい芝浦に加え、札の辻保育室の業務委託についても、業者選定委員会で指定管理者候補者に別途随意契約について付議すると思います。指定管理者ではなく指定管理者候補者とするのと、指定管理者候補者へあっぴい芝浦と札の辻保育室の2つの業務委託を予定しているということで使い分けする必要があると思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>用語の整理が必要ということですね。</p>
<p>横尾課長</p>	<p>指定の前なので、指定管理者候補者に修正します。</p>
<p>委員長</p>	<p>開設準備は平成27年9月末までとあります。期間が長ければ経費がかかりますが、これまでの指定管理者制度を導入する保育園ではどのくらいの期間でしたか。</p>
<p>横尾課長</p>	<p>2か月少々でした。</p>
<p>委員長</p>	<p>そうすると、8月と9月で準備をするのですか。</p>
<p>横尾課長</p>	<p>8月、9月ぐらいに引き継ぎを設定しています。</p>
<p>委員長</p>	<p>長いと思います。</p>
<p>横尾課長</p>	<p>必要な期間を精査します。</p>
<p>委員長</p>	<p>必要な期間というのは何となくわかりますが、あいまいで、委任しているようにみえます。準備期間はそれほど長くは認めていないと思いますので、ある程度の目安を明記しておかないと、準備に4か月必要と言われても対応できなくなってしまいます。</p>
<p>委員長</p>	<p>あとはよろしいですか。ないようですので、あっぴいの業務委託については、先ほど整理した扱いにさせていただきたいと思います。業者選定委員会での了承を経るという条件付でしばうら保育園の公募開始を承認します。</p>
<p>齋藤経営支援担当課長</p>	<p>議題（2）指定管理者の選定について（①商工会館） （所管課長から指定管理者候補者選定調書等の説明）</p>
<p>野上委員</p>	<p>商工会館の移転準備に関して、資料を読むと指定管理者が引越し計画を立てて準備に取り組むということなのですが、指定管理者は9月末までの施設の指定管理者として、区が示した引越し計画に沿って、協力するというのはわかりますが、次の指定管理も決まって、移転準備をして、引越し計画も自ら立てるといように読めるのですが、本当にそうするのですか。</p>

齋藤課長	引越し計画については、区で立てます。物品の管理などは指定管理者が担っていますので、連携をしていきます。
委員長	指定管理者の立場としては、引越しに連携・協力するという事なので、事業提案を受けるとするのは、なんとなく合わない気もしますが。
齋藤課長	あくまで連携・協力の範囲です。早い段階から準備に取り組んでいきたいとのことです。
湯川委員	審査項目の「満足度の高いサービスの提供」「利用者に対して適切なサービスの提供を行うことになっているか」のところで、利用者アンケートを実施するという提案に対して、効率的な事業運営の面から評価するとしていますが、項目と評価の視点が一致していないようです。それから、「優良な事業者の応募を喚起するための条件整備が困難」というのがわかりにくいのですが、どういうことですか。
齋藤課長	指定期間は6か月間ですので、公募をしても人員の確保等を考えても、応募するには、新たな事業者では困難であると判断しています。
湯川委員	他でも記載しているので、改めて必要はないと思います。
委員長	庁議で確認された非公募の理由ですか。
齋藤課長	庁議のときのそのままではありません。少し変えています。
委員長	庁議資料のとおりでよいと思います。
齋藤課長	そのようにします。
委員長	仮設の商工会館はいつから公募するのですか。
齋藤課長	使用料と位置変更の条例改正をしてからになります。
委員長	建物は賃貸借契約をするのですか。
齋藤課長	賃貸借ではなく、建物はリース契約になっています。使用料算出のために、面積を確定する必要があるため、実施設計を早めています。実際に工事を開始するのは、東京都から土地を借りてからということになります。
委員長	現行の商工会館と面積は変わるのですね。
齋藤課長	変わりますので、使用料も変わります。
委員長	そうすると、必要な職員数も変わるとお思いますので、整理しておいてください。それから、引越しの計画は区が立てるということ、ホームページでの掲載や施設利用システムなどは移転の準備に向けて対応をお願いします。
齋藤課長	わかりました。
委員長	指摘のあった意見をもとに資料については補強することを条件に、株式会社アクト・テクニカルサポートを商工会館の指定管理者候補者として了承します。(結論) 以上で、平成26年度第2回指定管理者選定委員会を終了します。